

第五十二回 帝國議會衆議院

公益質屋法案委員會議錄(速記)第五回

昭和二年三月二日(水曜日)午後一時四
十四分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 横山勝太郎君

理事 井本 常作君

理事 川口 義久君

瑞事
六處
唯吳君

杉浦 武雄君
山田 助作君

齋藤仁太郎君
本田 義成君

安藤 正純君 牧野 良三君

山下 谷次君 櫻内 幸雄君

簡井氏良君 田嶠 信彌君

テ同田山下谷次君ヲ義長ニ於テ選定モリ

出席政府委員左ノ如シ

社會局長官 長岡隆一郎君

大藏政務次官 武内作平君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

秋田寅之介君

憲法草案（政府提出）

委員長 是ヨリ開議致シマス——

外ノ秋田寅之介君ヨリ質問ノ申出

マス、許シテ宜シウゴザイマスカ

黨委員贊成

田寅之介君

第五類第十七號 公益質屋法案委員會議錄 第五回

昭和二年三月二日

付託議案
公益質屋法案(政府提出)

○秋田寅之介君 只今御協議ニナツテ
居リマス 公益質屋ニ付キマシテ、委
員會ノ速記錄ハ第三回マデシカ出テ居
リマセヌガ、其三回ノモノマデヲ見マ
シテ略分リ マシタケレドモ、ソレ以
外ニ自分が政府當局ニ伺フテ見タイト
思フコトガアリマスノデ、簡單ニ二
三項ニ亘テ伺タイト思フノデアリマ
ス、本案ハ 無論社會政策ノ見地ヨリ御
提案ニナツタコトモ 亦能ク分ル、又何
人モ此案ガ社會政策上宜シイト云フコ
トハ同感デアルト考ヘテ居ル、唯此條
項ニ付キマシテ私ノ疑問ノ在ル點ヲ伺
タイノデスガ、第一條ニ「市町村又ハ
公益法人ハ本法ニ依リ公益質屋ヲ經營
スルコトヲ得」トアリマスガ、此公益法
人ト云フ中ニハ宗教トカ或ハ教育トカ
云フモノマデ這入ルヤウナコトハナイ
ト思ヒマスルガ、此點ヲ一ツ伺タイ、
若シソレガ這入ルトスレバ寺院ナドデ
例へバ大キイ本願寺ナドノヤウナモノ
ノ中ニデモ、ソレ等ガサウ云フヤウナ
コトガ出來ルト云フノデアルカ、ソレ
カラ現在アルダケノモノニ依テヤルノ
デアルカ、現在公益法人ガ在ル、是カラ
先出來ルモノガアルト致シタナラバ、
其割當方法ハ如何デアルカ、斯ウ云フ
コトヲ 一ツ伺タイ、ソレカラ第三條
ニ「公益質屋ノ設備ニ要スル經費ノ二

分ノ一以内ヲ補助ス」ト云フコトガアリマスガ、此經費ト云フコトハ事務所倉庫、什器等ニ至ルマデ認メラレルノデアルカ、或ハ單ニ倉庫ダケデアルカ、若シ假ニ事務所倉庫、什器ト云フモノヲ認メラレルトカ、或ハ唯倉庫ダケシカ認メラレナイト致シマシテモ、其倉庫トカ什器トカ云フモノハ、所ニ依テ其設備ノ範圍ガ自ラ異ルト思フテ居ルガ、其範圍ハドノ程度ニナツラ居ルカ、ソレカラ或ハ範圍ガナインデアルカ、ソレカラ土藏デアルトカ、——昔カラ在ル土藏速記ノ中ニアリマスガ、之ハ鐵筋混凝土ニ限ツテ居ルノデアルカ、又ハ他ノ倉庫ハ鐵筋混凝土ノ倉庫ト云フコトガ邊モ聽イテ置ク必要ガアルト思フ、ソレカラ二分ノ一以内ト云フコトハ實際ヲ調査ザレテ、其所ナドニ依テ評價人デモ置イテ調査サレルノデアラウト思ヒマスルガ、以内トアルコトハ餘リ廣汎デハアリハシナイカ、ソレガ爲ニ自然不公平ナコトガ起リハシナイカ、是等ハ評價人ナラ評價人ヲ置イテ、二分ノ一ト云フ風ニ確定セラレタ方ガ經營者ノ方ハ安心シテ出來ヤセヌカト思フ、二分ノ一以内ト云フコトハ非常ニ廣汎ニ瓦ルヤウデスガ、此邊ヲ一ツ伺タイ、ソレカラ第四條ノ「貸付金額ハ

一口ニ付二十圓、一世帶ニ付百圓ヲ超
ユルコトヲ得ス但シ命令ノ定メル所ニ
依リ生産資金トシテ貸付ヲ爲ス場合ニ
於テハ此ノ限ニ在ラス」ト斯ウ云フコ
トガアリマス、此一口ニ付キ二十圓ト
シテアリマスガ、私共ノ聞キ及ビマス
所ニ依リマスト、日本全國ノ統計ヲ取ッ
タモノハ六圓九十幾錢デアル、斯ウ云フ
コトデ約七圓デアル、現在ノ細民デナ
クシテ中流ノ人ガヤツテ居ル、日本全國
ノ統計デモ六圓九十何錢デ七圓ニ足ラ
ナイノデアルノニ、此細民ノ爲ニスル
ト云フノニ二十圓ニサレルト云フコト
ハ、奢侈ノ念ヲ起スモノデハナイカ、從
來ノ統計ニ依テ七圓ニシカナラナイモ
ノヲ、ソレヲ二十圓ニスルト云フコトハ
奢侈ノ念ヲ起ス虞ガナイカ、更ニ一世
帶ニ付テ百圓ヲ超エルコトヲ得ズ、是
等ハ私ハ別段其コトニ付テハ異存ハア
リマセヌガ、此場合ニ一ツ伺ッテ置カン
ケレバナラヌコトハ、一人ノ人間ガ一
日ニ一回ヨリ出來ヌノデアルカ、數同
デモ行ケルノデアルカ、斯ウ云フコト
モ伺ッテ置カンケレバナラヌ、或ハ又一
度ニ政府ノ提案ノ法律ニ依テモ二十一
圓デアルカラ、其一ツノ品物ニ付テ五
品物トシテ百圓貸シ得ルノデアルカ、
一度ニ政府ノ提案ノ法律ニ依テモ二十
圓出るカドウカト云フコト

ヲ承^ヲテ置キタイ、能ク聞ク所ニ依ルト、一ツノ品物ニ付テサウ云フコトヲスルコトモ出來ハシナイカト云フコトヲ言^ヲテ居ルノデアリマスガ、之ヲ一ツニ依テ、大都市ト小都市、農村漁村ニ於テハ異ルト考ヘテ居ルガ、其金額ハ無制限ニ質屋ノ要求ニ依テ御貸付ニナルノデアルカドウデアルカ、ソレカラ本年ノ豫算ニ十萬圓組ンデアリマスガ、スガ、其割宛方法ハ如何ナル方法ニ依テ御選定ニナルカ、六大都市ノ中ニナッテ居ルノデアルカ、更ニ都市計畫施行地、或ハ農漁村ト云フ風ニ其緩急ニ依テ御決メニナルノデアルカ、若シ其緩急ニ依テ御決メニナルトシテ僅ニ十箇所デアルガ、一體總テ中央集權ノ弊ガアルノデ、是等モ或ハ六大都市ヲ先ニサレルト云フヤウナ御考デモアルノデアルカ、或ハ略御決リニナッテ居ルカト云フコトヲ承リタイ、ソレカラ社會政策社會政策ト御答辯ニナルテ居ル點ガアルガ、私共ハ細民ヲ救助スルダケガ社會事業デハナイ、現在ノ質屋ヲシテ居ル中デモ矢張中以上ニ這入ラレナイ人ガ幾ラモアル、又サウ云フ昔カラ自分ノ祖先カラヤッテ居ル商賣ヲ、ソレガ爲ニ全滅スルヤウナコトニナルカモ知レマセヌト思^ヲテ居リマスカラ、中

以上ノ現在ノ質屋ヲ救助サレルト云フコトモ社會政策ノ一ツデハナイカ、唯スルコトモ出來ハシナイカト云フコトハ、其金額細民ヲ救助スルノヲ社會事業トバカリテ置キタイ、ソレカラ運轉資金ハ處ニ依テ、大都市ト小都市、農村漁村ニ於テハ異ルト考ヘテ居ルガ、其金額ハ無制限ニ質屋ノ要求ニ依テ御貸付ニナルカドウデアルカ、ソレカラ本年ノ豫算ニ十萬圓組ンデアリマスガ、スガ、其割宛方法ハ如何ナル方法ニ依テ居ルノデアルカ、更ニ都市計畫施行地、或ハ農漁村ト云フ風ニ其緩急ニ依テ御決メニナルノデアルカ、若シ其緩急ニ依テ御決メニナルトシテ僅ニ十箇所デアルガ、一體總テ中央集權ノ弊ガアルノデ、是等モ或ハ六大都市ヲ先ニサレルト云フヤウナ御考デモアルノデアルカ、或ハ略御決リニナッテ居ルカト云フコトヲ承リタイ、ソレカラ本年ノ豫算ニ十萬圓組ンデアリマスガ、スガ、其割宛方法ハ如何ナル方法ニ依テ居ル中デモ矢張中以上ニ這入ラレナイ人ガ幾ラモアル、又サウ云フ昔カラ自分ノ祖先カラヤッテ居ル商賣ヲ、ソレガ爲ニ全滅スルヤウナコトニナルカモ知レマセヌト思^ヲテ居リマスカラ、中

○長岡政府委員 只今秋田君ノ御質問ニ御伺スルコトガアレバ伺フコトニ致シマス、是ダケノコトヲ伺ヒマス
○長岡政府委員 只今秋田君ノ御質問ニ御伺スルコトガアレバ伺フコトニ致シマス、是ダケノコトヲ伺ヒマス

ハ非常ニ多岐ニ亘テ居リマスカラ或ハ私ハ御答申上ゲルコトガ漏れルカモ存ジマセヌ、若シ漏レテ居リマシタナラバ御注意ヲ願^ヲテ、更ニ補足致スコトニ致シタゴト考ヘマス、第一ノ御質問ハ第一條ニ所謂公益法人トハ如何ナルモノデアルカ、斯ウ云フ御尋ノヤウデゴザマシタ、是ハ民法三十四條ニ依ル公益法人ニ法文ノ意味ハ限定サレテ居リマスケレドモ、是ハ社會事業デアリマスカラ、社會事業ヲ行フ公益法人デナケレバ本法ノ公益質屋ノ營業ハ許サヌ積リデアリマス、例ヘバ宗教ノ如キ、是ハ法人デアリマスカドウデアリマスカ、私ハ承知シテ居リマセヌケレドモ、是ガカト云フコトヲ承リタイ、ソレカラ社會政策社會政策ト御答辯ニナルテ居ル點ガアルガ、私共ハ細民ヲ救助スルダケガ社會事業デハナイ、現在ノ質屋ヲシテ居ル中デモ矢張中以上ニ這入ラレナイ人ガ幾ラモアル、又サウ云フ昔カラ自分ノ祖先カラヤッテ居ル商賣ヲ、ソレガ爲ニ全滅スルヤウナコトニナルカモ知レマセヌト思^ヲテ居リマスカラ、中

ハ法人ノ性質上出來ナイ、社會事業ヲ目ウナ繰越免許ト云フコトニスル次第デコトモ社會政策ノ一ツデハナイカ、唯的トシテ居ル法人ニ限ル意思デアリマス、ソレカラ第二ノ御質問ハ貸付金額ガ全國營利質屋ノ平均ガ七圓内外デアルガ、二十圓ト云フコトハ高過ルガ、其二十圓ト云フコトヲ七圓位ニサレル意思ハナイカ、又百圓ノ半額ニシテ五十圓ニセラレル御考ハナイカ、シテ五十圓ニセラレル御考ハナイカ、是モ同時ニ合セテ承^ヲテ置キタイト思ヒマス、先づ御答ヲ承リマシタ上デ更ニ御伺スルコトガアレバ伺フコトニ致シマス、是ダケノコトヲ伺ヒマス
○長岡政府委員 只今秋田君ノ御質問ニ申上ゲマシタ混擬土一坪何圓云々トハ非常ニ多岐ニ亘テ居リマスカラ或ハ私ハ御答申上ゲルコトガ漏れルカモ存ジマセヌ、若シ漏レテ居リマシタナラバ御注意ヲ願^ヲテ、更ニ補足致スコトニ致シタゴト考ヘマス、第一ノ御質問ハ第一條ニ所謂公益法人トハ如何ナルモノデアルカ、斯ウ云フ御尋ノヤウデゴザマシタ、是ハ民法三十四條ニ依ル公益法人ニ法文ノ意味ハ限定サレテ居リマスケレドモ、是ハ社會事業デアリマスカラ、社會事業ヲ行フ公益法人デナケレバ本法ノ公益質屋ノ營業ハ許サヌ積リデアリマス、例ヘバ宗教ノ如キ、是ハ法人デアリマスカドウデアリマスカ、私ハ承知シテ居リマセヌケレドモ、是ガカト云フコトヲ承リタイ、ソレカラ社會政策社會政策ト御答辯ニナルテ居ル點ガアルガ、私共ハ細民ヲ救助スルダケガ社會事業デハナイ、現在ノ質屋ヲシテ居ル中デモ矢張中以上ニ這入ラレナイ人ガ幾ラモアル、又サウ云フ昔カラ自分ノ祖先カラヤッテ居ル商賣ヲ、ソレガ爲ニ全滅スルヤウナコトニナルカモ知レマセヌト思^ヲテ居リマスカラ、中

ト云フ御質問デアリマスガ、營利質屋ニ於テハ百圓ノ品物ヲ持ツテ來テ今日二十圓貸シ、來月殘ソノ八十圓ヲ貸出シタガ、サウ云フ例ハ餘ソ澤山ナカラウト思ヒマス、公益質屋ニ於テハ流質期限ノ關係カラ一ツノ品物ニ付テ數回ニ分ケテ貸出スコトハ致サナイ積リデゴザイマス、同ジ品物ニ付テ數回ニ分ケテ貸出スト云フコトニナルト、流質期限ノ計算ニ付テ非常ニ惑ヒマスカラ、一品ニ付テハ一口ニ限リタイ考デゴザイマス、次ノ御質問ハ十萬圓ノ割當ハ政府ニ於テ内定シテ居ルモノガアルカト云フ御尋デアリマシタガ、是ハマダ法律案モ議會ヲ通過セズ又豫算ハ衆議院ヲ通過致シマシタケレドモ、只今貴族院デ審査中デゴザイマスカラ、此法律案ハ豫算ガ通過致シマセヌケレバ、政府トシテハ之ニ對シテ審査ガ出來ナリソレトノ議決機關ヲ經テ申請ガ出来ル積リデアリマス、大體十箇所ハ具體的ノモノデアリマス、唯六大都市ニ集中シテ中央集權ヲ助長スルヤウナ弊ハナイカト云フコトデアリマシタガ、ソレハサウ云フ考ハ持ツテ居リマヌ、寧ロ農村ノ金融機關トシテモ此質屋ハ相當必要ナモノデアル、漁村トシテモ必要ト考ヘマスカラ、之ヲ設置スル

場合ニハ其地方ノ金融ノ状況、金利ノ
状況今迄アル公私設質屋ノ状況ナリカ
参考ノチアリタ参考ノマス、次ニ

協議シテ決メルヨリ外ハナカラウト思ヒマス

體其ヤウデゴザイマス、併ナガラ今迄
ノ狀況ヲ見ルト單リ不可抗力ニ限ラズ、

火災水難ノ場合ノミガラス 管理者ノ不注意ヨリ蟲喰、鼠喰、汚損ヲ生ジタヤ
ウナ場合モ、質物ニ就テハ質置主ノ損害、貸出金ニ就テハ質屋ノ損害ト云フ
コトニナツテ居ルヤウデアリマス、是ハ互讓的デハアリマセヌ、現ニ質札ノ裏
面ニ蟲喰、鼠喰、汚損其他一切ノ損害ニ付テ責ヲ負ハナイト云フコトヲ其通帳
ノ裏ニ書イテアリマス、又店舗ニ掲示ガ出テ居リマス、是ガ自ラ契約ノ内容
ニナツテ居リマス、是ガ現狀デアリマス、又益質屋ニ於テハ之ヲドウスルカト云
フ御尋デアリマスガ、不可抗力ノ場合ハ矢張同ジャウニスル外ハナイト思ヒ
マス、但シ質物ノ減損、毀損致シマシタ
場合ニ貸付金額ハ棒引ニナリマシテモ、
自分ノ家ノ寶、祖先傳來傳ツタト云フヤ
ウナ物ニ、本人トシテ金錢以外ノ苦痛ヲ
感ズルコトガアリマスカラ、倉庫ノ
設備ヲ完全ニシテ、震火災不可抗力ニ
對スル質置主ノ損害ヲ輕減致シタイト
云フ趣旨ヲ以テ倉庫ノ設備ヲサセル、
尙ホ市町村吏員公益法人ノ係員等ニ對
シマシテモ、不可抗力以外ノ場合、即チ
盜難、鼠喰、蟲喰ト云フヤウナ場合ニ付
テハ、善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ管
理サセル外ナイト思ヒマス

バ百圓ノ時計ヲ持テ行ケバ之ヲ二十
圓宛ニ分ケテ一世帶百圓ニスルト云フ、
之ニ貸出ガ出來ルカト云フコトデアリ
マシタガ、ソレヲ一ツ、ソレカラ質物ノ
競賣ノ點、是ハ競賣シタ場合ニハ「代金
ノ計算ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」
トアリマスカラ、恐ラクソレデ解決ガ
出來ルト思ヒマスガ「バケツ」ダノ茶
碗ダノト云フヤウナ、餘リ價值ノナイ
物ヲ二十モ三十モ一緒ニ競賣スル場合
ニ、其中ノ個々ノ品物ハ或ハ貸金ノ辨
濟ニ充當シテモ、ナルモノモアリマセ
ウガ、多クハ足リナイト云フヤウナ場
合ニ、餘ヲ分ト足リヌ分トノ區別ハ、
ドウ云フ風ニシテヤルノデスカ

○長岡政府委員 一品ニ付テ數口ノ貸
出ヲスルカト云フ 御質問ニ對シテ、今
迄ノ營利質屋ニ於テハサウ云フ事ヲシ
テ居タルモノガ有ルカモ知レマセヌガ、
併シ澤山ハ無イト思ヒマス、併シ公益
質屋ニ於キマシテハ、一品ニ對シテ既
ニ一回ノ貸出ヲ致シタ以上ハ、物ノ不
可分ト云フ關係ト、流質期限ノ計算カ
ラ致シマシテ、百圓ノ物ヲ幾ツニ分ケル
ト云フヤウニシテ、即チ同一ノ物ニ對
シテ第二回ノ貸出ハ出來ヌト思フノデ
アリマス、ソレカラ流質物ノ處分ニ付
テ御質問ガアリマシタガ「命令ヲ以テ
之ヲ定ム」ト書キマシタノハ、色ニ命令
ノ規定ハゴザイマセウガ、只今御引例
ニナリマシタヤウナ、澤山ノ物ヲ一時

ニ處分スル、是ハ此間説明致シマシタ
圓宛ニ分ケテ一世帶百圓ニスルト云フ、
之ニ貸出ガ出來ルカト云フコトデアリ
マシタガ、ソレヲ一々競賣ニ付シテモ耀リガ
少イモノヲ一々競賣ニ付シテモ耀リガ
トアリマスカラ、恐ラクソレデ解決ガ
出來ルト思ヒマスガ「バケツ」ダノ茶
碗ダノト云フヤウナ、餘リ價值ノナイ
物ヲ二十モ三十モ一緒ニ競賣スル場合
ニ、其中ノ個々ノ品物ハ或ハ貸金ノ辨
濟ニ充當シテモ、ナルモノモアリマセ
ウガ、多クハ足リナイト云フヤウナ場
合ニ、餘ヲ分ト足リヌ分トノ區別ハ、
ドウ云フ風ニシテヤルノデスカ

○長岡政府委員 一品ニ付テ數口ノ貸
出ヲスルカト云フ 御質問ニ對シテ、今
迄ノ營利質屋ニ於テハサウ云フ事ヲシ
テ居タルモノガ有ルカモ知レマセヌガ、
併シ澤山ハ無イト思ヒマス、併シ公益
質屋ニ於キマシテハ、一品ニ對シテ既
ニ一回ノ貸出ヲ致シタ以上ハ、物ノ不
可分ト云フ關係ト、流質期限ノ計算カ
ラ致シマシテ、百圓ノ物ヲ幾ツニ分ケル
ト云フヤウニシテ、即チ同一ノ物ニ對
シテ第二回ノ貸出ハ出來ヌト思フノデ
アリマス、ソレカラ流質物ノ處分ニ付
テ御質問ガアリマシタガ「命令ヲ以テ
之ヲ定ム」ト書キマシタノハ、色ニ命令
ノ規定ハゴザイマセウガ、只今御引例
ニナリマシタヤウナ、澤山ノ物ヲ一時

ニ處分スル、是ハ此間説明致シマシタ
圓宛ニ分ケテ一世帶百圓ニスルト云フ、
之ニ貸出ガ出來ルカト云フコトデアリ
マシタガ、ソレヲ一々競賣ニ付シテモ耀リガ
少イモノヲ一々競賣ニ付シテモ耀リガ
トアリマスカラ、恐ラクソレデ解決ガ
出來ルト思ヒマスガ「バケツ」ダノ茶
碗ダノト云フヤウナ、餘リ價值ノナイ
物ヲ二十モ三十モ一緒ニ競賣スル場合
ニ、其中ノ個々ノ品物ハ或ハ貸金ノ辨
濟ニ充當シテモ、ナルモノモアリマセ
ウガ、多クハ足リナイト云フヤウナ場
合ニ、餘ヲ分ト足リヌ分トノ區別ハ、
ドウ云フ風ニシテヤルノデスカ

○長岡委員長 今一點伺ヒマス、例ヘ
バ百圓ノ金時計ヲ持テ行ツテ、夫婦ト
子供三人ガ行ツテ、一時ニ一世帶ダカラ
貸シテ吳レ、斯ウ云フ事ハ出來ナイノ
ナイト思ヒマス

○横山委員長 今一點伺ヒマス、例ヘ
バ百圓ノ金時計ヲ持テ行ツテ、夫婦ト
子供三人ガ行ツテ、一時ニ一世帶ダカラ
貸シテ吳レ、斯ウ云フ事ハ出來ナイノ
ナイト思ヒマス

○長岡政府委員 只今ノ御質問ノ中、第
一ノ金融制度調査會ニ於テ掲ゲテ居ル
公益質屋ノ數ト、本日御配付致シマシ
タ公益質屋ノ數ト突合ハヌ所ガアルト
云フコト、是ハ御尤デアリマス、是ハ大
正十四年ノ上半期ノ貸出金額ノ平均ヲ
算出致シマシタ爲ニ、其後大正十四年
ノ上半期以後ニ出來タ公益質屋ノ箇所
ト大藏省ノ關係、是ガ相俟テ此一ツノ
成案ガ出來タト云フコトデアリマス、
此公益質屋ニ關スル調査ノ綱領ヲ見マ
シテモ、實ニ理想ハ立派ナモノデアル、
官吏ノ階級ニシマシテモ、官吏ノ俸給
ハ日本デ約二億五千萬圓俸給或ハ給料
ヲ拂ツテ居ル中、殆ド一億七八千萬圓位
カラ二億萬圓位迄ハ、年俸二千圓足ラ
ズノ官吏ダト私ハ推定シテ居ル、サウ
スルト此方面ノ庶民階級ノ金融機關モ
考ヘテ見ナケレバナラヌ、況ヤ東京市
ノ公益質屋ニ關スル調査書ヲ見マスト、
色ニ細民階級ノ日傭、自由労働者ト云

フヤウナ自分ノ努力デ以テ生活ノ資ヲ得テ居ル者モアリマスケレドモ、日傭トカ何トカ云フ極ク細カイ階級ヨリモ更ニモウ一段進ンダ階級ニ非常ニ需要ノアルヤウニ見エテ居ル、此東京市ガ十圓ダケニ制限ヲシテ居ルノデアリマスケレドモ、尙且ツ二十圓以上ノ要求者ト云フモノガ質入スルト云フノハ非常ニ多イ數ニ達スルモノデアル、シテ見ルト大藏當局者トシテハ時代ニ鑑ミテ、社會局ト相俟ッテ此階級ニ對シテ最モ缺乏シテ居ル機關ヲ作ルト云フコトハ、極メテ當然ナコトデアラウト思フ、今日迄直接金融ニ關スル所管事務ヲ持ツテ居ル方ミノ御意見ヲ伺ッテ、庶民階級ニ對スル金融機關ガ此公益質屋法ノ如キモノデ完備ヲ期スル積リデアルカドウカト云フコトヲ一ツ伺ヒマス

○武内政府委員 公益質屋法案ニ付キ

マシテ、特ニ金額ノ點ニ付テ色々御議論ガアツヤウデアリマスガ、政府ノ考

慮研究ヲ致シマシタ點ニ於キマシテ、只今工藤委員カラ御質問ノ中ニ御述ニナリマシタ通り、餘程世ノ中モ變ツテ參

テ居ルノデアリマシテ、從來ノ質屋ガ相手ト致シテ居リマスル人ニバカリデハナク、其以外ニ於キマシテモ矢張僅ナ少ナイ月給ヲ取ツテ居ル人、或ハ月給以外デ商賣ヲシテ居ル人デモ、金融ノ必要缺クベカラザルモノガアルト云フ

コトハ御承知ノ通リデアリマシテ、斯

ウ云フ方面ニ關スル金融機關ヲドウス

ルカト云フコトニ付キマシテハ、貴族院ニ於キマシテモ、此衆議院ニ於キマシ

テモ、毎期御要求ガアルノデアリマス、

其御要求ニ應ジマシテ提案ヲサレマシ

タモノ、一ツガ本案デアリマシテ、是

ハ金融制度調査會ニモ諮詢ヲ致シマシ

タケレドモ、今日ノ物價ノ關係、社會ノ

狀態等ニ照シマシテ、一口二十圓マデ

ト云フコトハ最モ機宜ニ適シテ居ルモ

ノ、斯ウ云フコトデ決定サレマシタ次

第デアリマス、政府ノ調査ニ於キマシ

テモ左様ニナツテ居リマス、又金融ヲ

營業トシテ居ル大家小家ノ意見ニ於キ

マシテモ、是ガ最モ機宜ニ適シテ居ル

ト考ヘル、今日ニ於キマシテモ矢張是

ガ最モ適切ナルモノデアッテ、之ヲ非常

ニ金額ヲ小サクシテ、サウシテ現在ア

ル質屋ト同ジャウナ程度ニシヤウト云

フヤウナコトハ、時代ノ進運ニ伴ハヌ

モノト考ヘテ居ル次第デアリマス、是

ハ金融機關デアルトカ、其他經濟上ノ

政策ニ於キマシテハ必ズ利害關係ヲ相

伴フモノデアリマシテ、徹底セナイコ

ト、或ハ衝突スルヤウナ場合ガアリマ

スガ、此法案ハ社會政策ノ遂行ノ上ニ

於テ實ニ理想案ト考ヘテ居ルノデアリ

マスカラ、諸君ノ慎重ナル御考慮ノ下

ニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ、大藏當

局トシテハ切望致シテ居ル次第デアリ

マス

会ニ入リマス

午後二時三十一分懇談會ニ入

ル

衆議院公益質屋法案委員會議錄第二回中正誤

六 同 二二二六二八五十六十

五 同 三四一六

四 同 一二

ノ規定 東京府

料ノ規定

一 三 二九三百圓二百圓

二 二 二六二十圓

三 二 二八五十

四 二 二六六十

五 二 二九

六 二 二九

三 二 二九

四 二 二九

五 二 二九

六 二 二九

七 二 二九

八 二 二九

九 二 二九

一〇 二 二九

一一 二 二九

一二 二 二九

昭和二年三月三日印刷

昭和二年三月四日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社